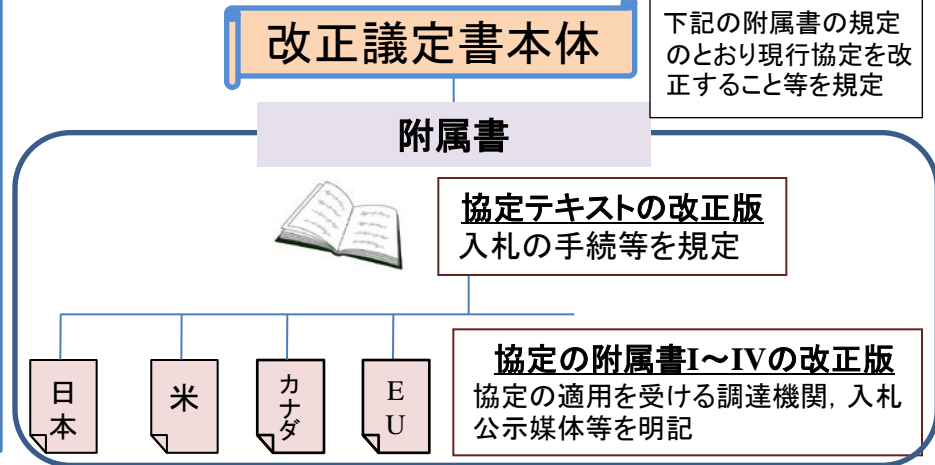


政府調達に関する協定を改正する議定書

政府調達協定(GPA)とは

- 世界貿易機関(WTO)の有志国協定
- 調達機関が基準額以上の物品・サービスを調達する際のルール、手続を規定。
 - ・国内外の供給者(企業等)を差別しない
 - ・公平・透明な手続 等
- 日・米・加・韓・EU全加盟国等43か国・地域が締結。9か国(中国, NZ, ヨルダン等)が加入申請中。

改正議定書の構成



改正の経緯・ポイント

<経緯>

- 現行協定: 1996年発効。
- 改正: 協定の規定に従い1997年に交渉開始, 2012年3月に改正議定書採択。

<ポイント>

- 開発途上国の加入の促進(「特別な配慮」の強化) → 政府調達市場の拡大を促進
- 市場アクセスの拡大(各締約国の対象調達機関拡大等)
(注: 我が国についてはほとんどが既に自主的に実施済)
- 電子的手段の活用による調達手続の簡素化 → 行政コストの軽減
- 協定適用範囲の修正通報及び異議申立てに関する手続を明確化 → 民営化した調達機関の除外が円滑に

改正の意義

- 市場アクセス改善, 参入時のルールの透明性の向上。
→ 約800億ドルの新たな政府調達市場開放(WTO試算), 経済の効率化及び質の向上。

改正議定書は, 2013年中に発効の見通し